令和８年（フ）第１３４号
沖縄県浦添市牧港２丁目34番７－301号　ココヒルズ
債務者　濵上　竜星
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３２号
沖縄県那覇市字仲井真233番地１　メゾンフスモンⅠ102
債務者　来間　大夢
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８４号
沖縄県沖縄市美里５丁目25番２－403号　県営美咲団地
債務者　恩納　由実
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８６１号
東京都日野市新井３丁目１番地の３新井団地２－307
債務者　飯塚長次郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１７号
東京都三鷹市井の頭１丁目９番20号パルク井の頭202
債務者　柳沢　勇輝
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５８号
東京都日野市落川408番地の１
債務者　小林　尚子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４６７号
東京都稲城市大丸526番地大丸第２アパート１号館205号
債務者　島野　明子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８１号
東京都八王子市大谷町70番地市営住宅大谷団地14－102
債務者　神澤　陽子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４９１号
東京都西東京市谷戸町２丁目12番４－201号
債務者　髙見沢正則
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２１号
東京都小平市大沼町７丁目１番16－1207号
債務者　溝口　信子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２号
広島県呉市広塩焼１丁目19番５号
債務者　大垣　裕美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１１４号
広島県呉市広中新開３丁目３番13－202号、旧住所広島県呉市広古新開７丁目44番31号101号室
債務者　大胡　由香
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１１５号
広島県呉市焼山宮ケ迫１丁目39番８－103号
債務者　岡本　とし子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１３５号
宮城県大崎市古川駅前大通四丁目３番３－201号　古川駅前大通住宅
債務者　鹿野里江子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
宮城県大崎市古川城西一丁目５番28－１号　ネオハイム城西Ａ棟201号
債務者　佐藤久美子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
三重県四日市市川北一丁目５番19号　サニーヒル202、前住所三重県伊勢市二見町溝口162番地26　メゾン二見Ａ　202号室
債務者　天形　遥佳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０９号
三重県四日市市平町15番10号　竹中借家Ａ
債務者　野瀬　康司
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２３３号
三重県三重郡朝日町大字柿2675番地11　渡月橋　102、前住所三重県桑名市赤尾台一丁目25番地　ヒルサイドテラスＭＩＤ201号
債務者　棚町　涼太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　津地方裁判所四日市支部破産係